

令和8年度
「ボランティア団体活動支援助成事業」

関係書類・諸様式集

応募期間

2026年2月2日（月）～2月27日（金）

主催：うるま市社会福祉協議会
うるま市ボランティアセンター

赤い羽根共同募金配分金事業

うるま市ボランティア団体活動支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 うるま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域の課題解決に向け、一層の充実や継続が必要な活動、先駆的でユニークな活動・調査研究を行っているボランティア活動団体に対して助成を行い、市内のボランティア活動の活性化、地域福祉の発展に寄与することを目的に実施する。

(助成金対象)

第2条 うるま市内で活動しているボランティア団体で、且つ、うるま市ボランティアセンターへボランティア登録している団体とする。

ただし、本会が実施する他の助成金等の交付を受けた活動、宗教・政治に関する活動、その他、本会会长が不適当と認める活動は助成対象外とする。

(助成期間)

第3条 当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

(助成金額)

第4条 当該年度予算の範囲内で、1団体当たり10万円を助成限度額とする。

(助成申請)

第5条 所定の申込書及び計画書に関係書類を添えて、本会に提出する。

(選考方法)

第6条 本会は、申請団体から助成申込があったときは、選考委員会にてその事業内容、経費の妥当性等を審査する。

(選考委員会)

第7条 選考委員として本会関係者、教育関係者、行政関係者、企業、関係機関・団体等から本会会长が若干名委嘱し、選考委員会を設置する。

選考委員会に委員長を置き、本会社協関係者から選出された者を以って充てる。

選考委員会は、委員長が招集し議長となる。

(交付決定)

第8条 社会福祉法人うるま市社会福祉協議会助成金交付規程により、審査結果を基に本会会长は助成金交付の可否を決定する。ただし、予算の範囲等を勘案した上で、助成交付額を調整することがある。

(事業報告等)

第9条 活動終了後は速やかに報告書を本会に提出しなければならない。また、事業内容等を変更する場合は、事前に本会へ報告すること。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月13日から施行し、平成17年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日より施行する。

うるま市ボランティア団体活動支援助成金交付要領

1. うるま市ボランティア団体活動助成金を申請するボランティア活動団体は、助成申請書（様式第2号）を社協へ提出する。
2. 社協は、選考委員会を開催し、書類選考及び公開プレゼンテーションにより、提出された申込書及び計画書を基に下記の基準により審査を行う。

必 要 性：地域の課題解決に向けた取り組みであること
波 及 性：事業の実施をきっかけにボランティア活動が活性化し、一般市民への活動の広がりが期待できること
創意工夫：先駆的、ユニークな企画であること
自 立 性：団体の自発的な活動であり、地域人材や地域資源の活用があること
実 現 性：応募内容の計画が、実現可能な企画であること
3. 選考委員会は、社協会長が委嘱した選考委員若干名で構成し、委員長は、社協関係者から選出された者を以って充てる。

選考委員会は、委員長が召集し議長となる。
選考委員の費用弁償は、別に定める。
4. この助成金は、決定を受けたボランティア団体のボランティア活動並びに活動推進に対する助成金として交付する。
5. この助成金の使途については、決定を受けた活動計画の範囲とし、本事業の主旨に反しない限り特に制約しないが、下記の支出は対象外とする。
 - ・バス賃、燃料代等の実際にかかった交通費実費以外の旅費
 - ・寄付金、お見舞金、奉納金
 - ・ボランティア活動保険加入費
 - ・アルコール飲料など嗜好品の購入
 - ・施設訪問活動での施設への差し入れ購入費。ただし、手作りの材料代としての使用は可
 - ・ボランティア活動を目的としない研修や交流会費用及び参加費
 - ・団体会員への謝礼金や人件費。ただし、外部講師への謝礼金は可
6. この助成金を受けたボランティア団体は、当該年度3月末日までに下記の書類を社協へ提出しなければならない。また、社協が実施する活動報告会、または報告パネル展示にて市民等へ活動の内容を報告する。
 - ・実績報告書（様式第3号）
 - ・実施報告書1（様式第3-1号）
 - ・実施報告書2（様式第3-2号）
 - ・団体活動記録（様式第3-3）
 - ・助成金支払証明書（様式第3-4号）（領収書綴り）
 - ・助成金使途領収書コピー（様式第3-5号）
 - ・その他、助成金で作成した制作物等

お問い合わせ先・連絡先

◆社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会

〒904-2214

うるま市安慶名一丁目8番1番地 うるま市健康福祉センターうるみん2F

TEL 098-973-5459

FAX 098-974-5306

(様式第1号)

受付番号()

年 月 日

うるま市社会福祉協議会会长 様

団体名称
代表者名 印
所在地
TEL
FAX

令和 8 年度うるま市ボランティア団体活動支援助成事業申込書

ボランティア活動の活性化、地域福祉発展のためうるま市ボランティア団体活動支援助成事業を実施したいので、関係書類を添えて助成を要望します。

自己

助成希望額: 円

団体概要

団体の目的			
団体の主な事業・活動内容			
結成年月日	年 月 日	会員数	人
他の助成の有無	有() · 無		
助成での事業・活動名称			

添付書類:

- 令和 年度うるま市ボランティア団体活動支援助成事業計画書・予算書(様式第1-1号)
- 公開プレゼンテーション配布用 資料(様式第1-2号)

(様式第1-1号)

令和 年度うるま市ボランティア団体活動支援助成事業計画書・予算書

助成での事業・活動名称					
助成での活動計画	助成事業での活動の目的				
	助成を希望する具体的事業内容				
	期待できる効果				
協力団体等(予定)					
収支予算概要	助成申込み額	円	助成金の使途	1. 物品購入	2. 運営費援助
	収入	予算額	概算内訳（説明）		
	合計:	円			
	支出	予算額	概算内訳（説明）		
	合計:	円			
領収書・見積書の有無		有・無 ※有りの場合は、資料としてコピーを添付ください。			
助成金対象活動の完了日及び予定日		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
備考					

(様式第1－2号)

《 公開プレゼンテーション配布用 》

Word、Excel、PowerPointなどのデータでの提出可
※公開プレゼンテーションの際の配布資料となります。助成での事業・活動内容を分かりやすくご記入ください。

自由記入スペース

助成での事業活動を一言で表現すると「〇〇〇を〇〇〇したい」など…

※公開プレゼンテーション時の配布資料となります。助成金を活用した事業・活動内容をご記入ください。